

平成 29 年 1 月 6 日

各位

学生部長

長谷部 八朗

キャリアセンター部長

藤野 幹之

悪質商法、詐欺、カルト商法への学生への注意喚起について（お願い）

標記の件、巧妙な手口による悪質商法、詐欺、カルト商法が世間で報告されています。本学学生においても、学生に対する勧誘被害が報告されました。受講生、またはゼミ所属学生、指導サークル所属学生に対する注意喚起をお願いいたします。

【被害報告例】

①就職活動のセミナー

最初に履歴書、スケジュール表を提出させ、学生の個人情報を取得。最初の複数回のセミナーは無料。回数を重ねるたびに、有料となる巧妙なセミナーの制度となっている。

また、後輩や友人を勧誘することで自分自身の利益（セミナー無料化等）が発生。

②自己啓発セミナー

教員採用試験対策としてリーダーシップが必要と説明をして勧誘。①就職活動のセミナーと同様に巧妙なセミナーの制度。

③投資詐欺

新興国に学校を作る投資に協力しないと、学生に対して社会奉仕として投資を誘う。

※①～③に共通しているのは、親しい人間（先輩、友人等）等の人脈を通じて勧誘を実施